

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての方向性について

背景

- こども大綱には「子どもの貧困対策」、「少子化対策」、「子ども・若者対策」の要素が含まれる。
- 国のこども大綱、県のこども計画を勘案し、「市町村こども計画」策定の努力義務（こども基本法）。
- 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等が出された。
⇒ここでは、貧困対策やひとり親支援に言及。

これらを
踏まえ

- 将来的に「市町村こども計画」を策定する。
- 亀山市こども計画（仮）は、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、少子化対策計画、子ども・若者計画の5つの計画を包含して策定する。

※現状では子ども・若者計画は未整備

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての方向性について

亀山市こども計画（仮）の策定方法

将来的な「市町村こども計画」を2段階で策定

1. 子ども・子育て支援事業計画にひとり親家庭等自立促進計画、子どもの貧困対策計画、少子化対策計画を統合し、「第3期子ども・子育て支援事業計画」とする。
2. 国のこども大綱と県のこども計画を勘案し、①の第3期子ども・子育て支援事業計画に、子ども・若者対策の要素を加え、「亀山市こども計画」に変更する。